

無料調停手続相談会

家庭内の問題



日時 令和8年10月5日(月)

受付：午前10時～午後3時 ※予約不要

場所 うきは市役所 3階会議室

☆次回開催日 令和8年12月13日(日) 久留米市「えーるピア久留米」

裁判所の調停委員（弁護士を含む）が、調停手続の利用について、どなたでもご相談に応じます。

主催 久留米調停協会

後援 うきは市

※ 調停についての詳細は、裏面をご覧ください。

福岡地方裁判所久留米支部

福岡家庭裁判所久留米支部

調停とは

○ 調停とはどのようなものですか

調停は、裁判所の調停室において、調停委員会が間に立ち、当事者間の争いを話し合いで適切に解決しようという国の制度です。

○ 調停ではどのようなものを取り扱うのですか

家事調停では、夫婦関係や離婚、親子問題、養育費、子供の親権、相続問題など、主に家族間の紛争を取り扱います。

○ 調停はどのように進められるのですか

調停は、相手方を話し合いのテーブルに着かせるのに有効です。

調停は、非公開で行われますので、プライバシーが守られます。

調停委員会が当事者双方から事情を尋ね、意見を聴き、双方が納得のうえ、妥当な解決ができるように努めます。

○ 調停を申し立てるにはどうしたらよいですか

調停の手続は簡単です。調停申立て用の書式は裁判所の窓口にありますので、調停申立てから終了まですべて自分で出来ます。

○ 調停で話がついたらどうなりますか

調停でまとまった内容は、調停調書が作成され、確定判決と同様の効力があります。

○ 調停費用はいくらぐらいかかりますか (令和7年4月現在)

調停費用は、裁判費用に比べて安くすみます。

例えば、家事調停事件の手数料は1,200円、通信費等のために使用する郵便切手代は800円～1,000円程度です。

調停をご希望の方はもちろん、
「こんなことは調停で取り扱えるの?」といったお尋ね
や「調停を検討する前に、話を聞いてほしい」という方
は、無料調停手続相談会へおいでください。



● 無料調停手続相談会に関するお問い合わせ先 ※ 電話相談は行っておりません。

久留米調停協会



0942-38-8300